

# 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) まほら舞阪 利用料金表

申し込み・お問い合わせ TEL (053)597-2000

## ① 基本的介護サービス費

令和3年10月 改定

項 目		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護福祉施設サービス費 ※3	単位/日	652	720	793	862	929
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	単位/日	46	46	46	46	46
看護体制加算(Ⅰ)イ	単位/日	6	6	6	6	6
看護体制加算(Ⅱ)イ	単位/日	13	13	13	13	13
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	単位/日	33	33	33	33	33
栄養マネジメント強化加算	単位/日	11	11	11	11	11
1日の合計単位数	単位/日	761	829	902	971	1,038
1ヶ月(30日)の単位数	単位/月	22,830	24,870	27,060	29,130	31,140
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(30日) ※1	単位/月	2,511	2,736	2,977	3,204	3,425
1ヶ月(30日)の合計単位数	単位/月	25,341	27,606	30,037	32,334	34,565
1ヶ月(30日)の自己負担額【1割】 ※2	円/月	25,696	27,993	30,458	32,787	35,049
1ヶ月(30日)の自己負担額【2割】	円/月	51,392	55,985	60,916	65,574	70,098
1ヶ月(30日)の自己負担額【3割】	円/月	77,088	83,978	91,373	98,361	105,147

※1 「介護職員処遇改善加算」は、所定単位数に(8.3%+2.7%(特定分)=11.0%)を乗じた数字になります。  
(小数点以下は四捨五入。変動があります。)

※2 「自己負担額」は、「合計単位数」に 1.014 を乗じた額(小数点以下は切り上げ。変動があります。)になります。  
「負担割合」は「介護保険負担割合証」をご確認ください。

## ② 介護保険給付対象外のサービス

(単位: 円)

## ③ その他の実費

認定区分	居住費		食費		30日合計	項 目	金 額
	1日	30日	1日	30日			
第4段階	2,300	69,000	1,650	49,500	118,500	日常生活用品費	円/日 200
第3段階 ②	1,310	39,300	1,360	40,800	80,100	おやつ代	円/日 60
第3段階 ①	1,310	39,300	650	19,500	58,800	理美容費	円/回 2,500円程度
第2段階	820	24,600	390	11,700	36,300	教養娯楽費など	その都度 実費
第1段階	820	24,600	300	9,000	33,600		

※「認定区分」は「介護保険負担限度額認定証」で限度額をご確認ください。

## ④ 合計

1ヶ月(30日)の利用金額			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割負担者	第4段階	円/月	144,196	146,493	148,958	151,287	153,549
2割負担者	第4段階	円/月	169,892	174,485	179,416	184,074	188,598
3割負担者	第4段階	円/月	195,588	202,478	209,873	216,861	223,647
1割負担者(注)	第3段階②	円/月	105,796	108,093	110,558	112,887	115,149
1割負担者(注)	第3段階①	円/月	84,496	86,793	89,258	91,587	93,849
1割負担者(注)	第2段階	円/月	61,996	64,293	66,758	69,087	71,349
1割負担者(注)	第1段階	円/月	59,296	61,593	64,058	66,387	68,649

※ ①基本的介護サービス費+②介護保険給付対象外のサービスのみの計算です。

「③その他の実費」と、裏面の「該当したときに対象となる介護サービス加算項目」は含まれていません。

(注)「高額介護サービス費」として、後日、保険者(浜松市や湖西市など)から、上限額を超える金額が補てん支給される場合があります。

《裏面》

〈下表の加算項目についても、「介護職員処遇改善加算(11%)」を含みます。〉

該当したときに対象となる介護サービス加算項目

	単位	概算負担額(円)				
		1割	2割	3割		
初期加算(1日あたり)	新規に入所又は1ヶ月以上の入院後に再び入所したとき(30日を限度)	30	34	68	101	
安全対策体制加算(入所時に1回のみ)	研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されているとき	20	23	45	68	
個別機能訓練加算(Ⅰ)(1日あたり)	専従常勤機能訓練指導員を配置し、関係各職種職員が共同して入所者ごとに訓練計画作成～実施～評価～記録等を行ったとき	12	14	27	41	
個別機能訓練加算(Ⅱ)(1日あたり)	上記の計画の内容等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用したとき	20	23	45	68	
ADL維持等加算(Ⅰ)(1月あたり)	データ等を厚生労働省に提出して必要な情報を活用し、評価対象者等の調整済みADL得得を平均して得た値が1以上であるとき	30	34	68	101	
ADL維持等加算(Ⅱ)(1月あたり)	データ等を厚生労働省に提出して必要な情報を活用し、評価対象者等の調整済みADL得得を平均して得た値が2以上であるとき	60	68	135	203	
療養食加算(1回あたり)	糖尿病食・腎臓病食等、医師の指示に基づき療養食を提供したとき(1日に3回を限度)	6	7	14	20	
経口移行加算(1日あたり)	経管から食事摂取している方が、経口からの食事摂取に向けて栄養管理の基準を満たす計画管理が行われたとき(180日を限度)	28	32	63	95	
経口維持加算(Ⅰ)(1月あたり)	誤嚥の認められる方で、医師・歯科医師の指示に基づき栄養管理の基準を満たす経口摂取の管理を実施したとき	400	450	900	1,351	
経口維持加算(Ⅱ)(1月あたり)	経口による継続的食事摂取を支援するための観察及び会議等に歯科医師又は歯科衛生士が加わり、質の高い経口維持計画を策定したとき	100	113	225	338	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)(1月あたり)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行ったとき	90	101	203	304	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)(1月あたり)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、そのケアについて介護職員に対し、具体的な技術的助言をしたとき	110	124	248	371	
外泊時費用(1日あたり)	入所者が病院へ入院又は自宅に外泊したとき(月に6日を限度)	246	277	554	831	
外泊時在宅サービス利用費用(1日あたり)	自宅に外泊したときにまほら舞阪からの在宅サービスを提供したとき(月に6日を限度)	560	630	1,261	1,891	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(1日あたり)	介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを提供したとき	3	3	7	10	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)(1日あたり)	介護を必要とする認知症の者に対し、研修を実施するなど、より専門的な認知症ケアを提供したとき	4	5	9	14	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(1日あたり)	緊急に在宅での生活が困難な認知症行動や心理症状の入所者を受入れてサービスを提供したとき(7日を限度)	200	225	450	675	
若年性認知症入所者受入加算(1日あたり)	若年性認知症入所者に対して個別に担当者を定めてサービスの提供をしたとき	120	135	270	405	
看取り介護加算(Ⅱ)(1日あたり)	ご家族の同意を得て看取りに関する計画を作成し、医療提供体制を整備して施設内で看取り介護を行ったとき	①死亡日以前31～45日	72	81	162	243
		②死亡日以前4～30日	144	162	324	486
		③死亡日の前日・前々日	780	878	1,756	2,634
		④死亡日	1,580	1,778	3,557	5,335
配置医師緊急時対応加算(1回あたり)	配置医師が次の時間帯で施設訪問診療を行ったとき	早期(6時～8時)又は夜間(18時～22時)	650	732	1,463	2,195
		深夜(22時～翌朝6時)	1,300	1,463	2,926	4,390
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月あたり)	リハビリ専門職がまほら舞阪を訪問して職員と共同で個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行ったとき	200	225	450	675	
	上記に加えて、個別機能訓練加算を算定しているとき	100	113	225	338	
排せつ支援加算(Ⅰ)(1月あたり)	排泄に介護を要する者に対し、多職種が協働して評価して厚生労働省に提出して支援計画を作成し、その計画に基づき支援したとき	10	11	23	34	
排せつ支援加算(Ⅱ)(1月あたり)	上記に加えて、排尿又は排便状態が改善若しくはおむつの使用ありから使用なしに改善したとき	15	17	34	51	
排せつ支援加算(Ⅲ)(1月あたり)	上記(Ⅰ)に加えて、排尿又は排便状態が改善し、かつ、おむつの使用ありから使用なしに改善したとき	20	23	45	68	
排せつ支援加算(Ⅳ)(1月あたり)	改正前の加算算定経過措置:令和4年3月31日まで(排泄障害等のため、排泄に介護を要する者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援したとき)	100	113	225	338	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(1月あたり)	褥瘡発生を予防するため、褥瘡リスクについて定期的な評価をし、その結果等を厚生労働省に提出して必要な情報を活用し、計画的に記録・管理したとき	3	3	7	10	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(1月あたり)	上記に加えて、入所時等の評価の結果、褥瘡リスクのあった者に褥瘡の発生がないとき	13	15	29	44	
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)(1月あたり)	改正前の加算算定経過措置:令和4年3月31日まで(褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理したとき)	10	11	23	34	
自立支援促進加算(1月あたり)	自立支援に係る評価～支援計画策定～ケア実施を継続的に実施・見直しを行い、その結果等を厚生労働省に提出して必要な情報を活用したとき	300	338	675	1,013	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(1月あたり)	全入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出して必要な情報を活用したとき	40	45	90	135	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(1月あたり)	上記に加えて、疾病等の情報についても厚生労働省に提出して必要な情報を活用したとき	50	56	113	169	
再入所時栄養連携加算(1回あたり)	入院し、経管栄養導入等、再入所時に以前とは大きく状況が変わり、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して栄養管理の基準を満たす栄養管理調整を行ったとき(1回を限度)	200	225	450	675	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1日あたり)	介護職員に占める介護福祉士の割合が60%以上であるとき(表面①の「日常生活継続支援加算」を取らないときに算定します。)	18	20	41	61	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1日あたり)	介護福祉士の割合が50%以上、常勤職員の割合が75%以上、勤続7年以上の職員の割合が30%以上のいずれかであるとき(表面①の「日常生活継続支援加算」を取らないときに算定します。)	6	7	14	20	
在宅復帰支援機能加算(1日あたり)	入所者が在宅へ対処するに当たり、家族と連絡調整・相談援助等の支援をしたとき	10	11	23	34	
退所前後訪問相談援助加算(1回あたり)	退所にあたり居宅を訪問し、退所後のサービス利用について相談援助を行ったとき	460	518	1,035	1,553	
退所時相談援助加算(1回あたり)	退所後のサービス利用について相談援助を行ったとき(1回を限度)	400	450	900	1,351	
退所前連携加算(1回あたり)	居宅介護支援事業所へ退所後のサービス利用について文書による情報を提供し、連携したとき(1回を限度)	500	563	1,126	1,688	